○厚生労働省告示第三百八十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

注１～３　（略）

第１部～第11部　（略）

第12部　追　補　（８）

内　用　薬

品名	規格単位	薬価（円）
（あ）		
イコタイド錠200mg	200mg１錠	5,930.40
イノフィード配合経腸用液	10mL	14.30
エキスコプリ錠12.5mg	12.5mg１錠	129.60
エキスコプリ錠50mg	50mg１錠	345.20
エキスコプリ錠100mg	100mg１錠	563.50
エキスコプリ錠200mg	200mg１錠	919.80
エトカマ錠75mg	75mg１錠	55,103.60
オジェンダ錠100mg	100mg１錠	299,851.40
オジェンダドライシロップ300mg	300mg１瓶	990,880.40
オラデオ顆粒分包72mg	72mg１包	81,651.00
オラデオ顆粒分包96mg	96mg１包	108,868.00
オラデオ顆粒分包108mg	108mg１包	122,476.50
オラデオ顆粒分包132mg	132mg１包	149,693.50
（ま）		
モデーソカプセル125mg	125mg１カプセル	439,549.20

注　射　薬

品名	規格単位	薬価（円）
（あ）		
アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液40mg／mL「ＳＣＤ」	２mg0.05mL１瓶	77,531
アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液40mg／mL「ＣＴ」	２mg0.05mL１瓶	77,531
アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット40mg／mL「ＳＣＤ」	２mg0.05mL１筒	67,959
アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット40mg／mL「ＣＴ」	２mg0.05mL１筒	67,959
ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「Ｆ」	130mg26mL１瓶	97,928
ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「ニプロ」	130mg26mL１瓶	97,928
ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「ＹＤ」	130mg26mL１瓶	97,928
エラヒア点滴静注100mg	100mg20mL１瓶	502,832
オンスイク注ミリオペン総量1500単位	1,500単位１キット	7,071
（か）		
ガミファント点滴静注液50mg	50mg10mL１瓶	2,249,071
キイジェクト配合皮下注395mg	2.4mL１瓶	368,613
キイジェクト配合皮下注790mg	4.8mL１瓶	728,172
キャップバックス筋注シリンジ	0.5mL１筒	10,507
クライジェファ皮下注300mgオートインジェクター	300mg２mL１キット	909,041
クライジェファ皮下注300mgシリンジ	300mg２mL１筒	907,922

改正前

別表

注１～３　（略）

第１部～第11部　（略）

（新設）

（さ）		
シービーパック持続的血液浄化液	2,000mL１キット	1,687
スキリージ皮下注55mgシリンジ0.37mL	55mg0.37mL１筒	191,593
（た）		
トシリズマブＢＳ皮下注162mgオートインジェクター「ＣＴ」	162mg0.9mL１キット	17,125
トシリズマブＢＳ皮下注162mgシリンジ「ＣＴ」	162mg0.9mL１筒	17,125
（は）		
ビエプチ点滴静注100mg	100mg１mL１瓶	116,508
ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注3.6mg「ＧＲＰ」	3.6mg0.36mL１筒	54,623
（ら）		
リブロファズ配合皮下注22mL	22mL１瓶	1,096,551
レケンビ皮下注250mgペン	250mg1.25mL１キット	27,141

外　　用　　薬

品　　名	規　格　単　位	薬　価 円
（は）		
ブイタマークリーム0.5％	0.5％１ｇ	289.10

第二条　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表
注１～３　（略）
第１部　（略）
第２部　注　射　薬
品　名　規格単位　薬価円
（あ）～（く）　（略）
（け）
（略）
ケサンラ点滴静注液350mg　350mg20mL１瓶　64,315
（略）
（こ）～（わ）　（略）</td><td>別表
注１～３　（略）
第１部　（略）
第２部　注　射　薬
品　名　規格単位　薬価円
（あ）～（く）　（略）
（け）
（略）
ケサンラ点滴静注液350mg　350mg20mL１瓶　66,948
（略）
（こ）～（わ）　（略）</td></tr>
</table>

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第三条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） ベピロビルセンナトリウム製剤 ゲフルリマブ製剤 レカネマブ製剤	別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） ベピロビルセンナトリウム製剤 （新設） （新設）

附　則

この告示は、令和八年十一月十三日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和九年二月一日から適用する。